

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	母子及び父子並びに寡婦福祉法	法令番号	昭和39年129号
不利益処分の種類	寡婦日常生活支援事業者に対する事業の停止等	根拠条項	第33条第4項
処分基準	<p>法第33条第4項に定める処分の要件</p> <p>④ この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき</p> <p>⑤ 事業に関し不当に営利を図ったとき</p> <p>⑥ 法第33条第1項の措置に係る配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの等の処遇につき不当な行為をしたとき</p>		
	<p>対応区分</p> <p>1 聴聞の実施</p> <p>2 弁明の機会の付与</p>	<p>処理機関</p> <p>こども家庭課</p>	<p>交付機関</p> <p>こども家庭課</p>